

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-072006-01-02

事業名	港湾維持管理事業（港湾の安全管理）	事業番号	02	課係名	港湾課 管理班	係番号	01
-----	-------------------	------	----	-----	---------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 沖縄県管理港湾42港湾（うち重要港湾3港、地方港湾39港（避難港2港を含む）） 宜野湾港においては、スポーツ及びレクリエーションの用に供するための公共マリナー施設（宜野湾港マリナー）</p> <p>(2) 現状 港湾施設及び海岸保全施設（以下「港湾施設等」という。）のうち、復帰直後に建設され老朽化が著しい施設や、耐用年数を経過し、腐食又は破損した施設があり、安全対策を早急に講じる必要がある施設も一部見受けられる。 また、中城湾港新港地区については、SOLAS条約の発効に伴う国内法の制定により、保安対策を講じる必要がある。</p> <p>(3) 方法 港湾施設等の安全管理は、所管出先機関及び港湾施設管理受託市町村（42港湾（76地区）について）等を通じて状況確認し、必要に応じて修繕・補修等を行っている。 保安規程の策定及び保安設備の整備を進めている。</p> <p>(4) 目標 港湾施設等を良好な状態に保つことにより、利用者に対する利便性及び安全性を確保する。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 港湾は、交通の発達、国土の適正な利用と均衡ある発展に資するものであり、高度の公共性をもつ。そのため公共が利用する港湾は官が設置し、官が管理することとなる。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 港務局が設立されていない県内42の港湾については、港湾法第33条の規定により、沖縄県が港湾管理者となっている。港湾施設等の適正な管理運営については、港湾法第34条で準用する第12条の規定により港湾管理者の業務として義務付けられている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b>（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名： 港湾維持管理事業、港湾台帳整備事業、宜野湾港管理運営費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.60	0.60	0.60	0.60
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.60	0.60	0.60	0.60												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 港湾施設等は、その公共性の高さから高度な管理が必要とされ、常に良好な状態に保ち、利用者に対して安全性を確保することが要求される。 また、最近の国際情勢を考慮した港湾の保安体制の強化も必要である。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</b></p> <p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標）</p> <p>1 県管理港湾の巡回及び指導 2 修繕、補修等の推進</p>	<p><b>8. 過去3年間（H17まで）の実績</b></p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管出先機関及び管理受託市町村により、港湾施設等の安全点検を実施。（年2回）</li> <li>・耐用年数を過ぎて腐食、破損して機能を果たさなくなった施設等の状況把握、修繕・補修。</li> </ul>	<p><b>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</b></p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管出先機関及び管理受託市町村による港湾施設等に対する状況の把握。（全数）</li> <li>・耐用年数を過ぎて腐食、破損して機能を果たさなくなった施設等の状況確認、修繕、補修等による改善。</li> </ul>
<p>(2) その結果、何が（成果指標）</p> <p>港湾施設を良好な状態に維持することで、利用者に対する利便性及び安全性を確保する。</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補修等が必要な港湾施設等について、利用のために必要な維持がなされた。</li> </ul>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破損等の状況の放置がなくなる。</li> <li>・適切な水際対策、テロ対策が可能となる。</li> </ul>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 港湾課 管理班				
評価責任者	港湾課		担当者 港湾課 管理班		
課番号	072006	係番号	01	電話番号	866-2395
				作成年月日	

事務事業コード	2006-072006-01-02				
事務事業名	港湾維持管理事業（港湾の安全管理）				
歳出事業コード（1）	369002001	事業区分	D1		
歳出事業名（1）	港湾維持管理事業費				
歳出事業コード（2）	369003001	事業区分	B2		
歳出事業名（2）	台帳整備事業費				
歳出事業コード（3）		事業区分			
歳出事業名（3）					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容（A）	港湾の安全点検回数					
成果指標名又は成果の内容（A'）	入港船舶総数					
活動指標名又は活動の内容（B）						
成果指標名又は成果の内容（B'）						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	2.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'	隻	144,502.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	
	人工数D	0.60	0.60	0.60	0.60	
	人件費E	3,978	3,864	3,864	3,852	
	合計C+E=F	3,978	3,864	3,864	3,852	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 満足している。	
判定根拠	本県の港湾は、人の移動及び物資の輸送に重要な役割を果たしている。そのため、市町村へ管理委託して清掃、除草等の維持管理を行っている。また、老朽化した施設には必要な修繕を行っている。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	港湾管理者は、港湾施設の公共性に鑑み、施設利用者に対して安全性を確保する必要がある。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	本県は多数の離島があり、離島の振興、活性化を図るため、港湾の整備は着実に進展し、県管理の重要港湾3港、地方港湾39港となっている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	県管理の港湾は、県が直営で管理することが基本であるが、地方港湾については、管理条例により市町村へ事務の特例により委託している。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	県管理の港湾は、県が直営で管理することが基本であるが、地方港湾については、管理条例により市町村へ事務の特例により委託している。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	管理条例により管理委託していない港湾施設については、県が直営で管理し、事務の一部を市町村へ事務の特例により委託している。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	港湾の類似施設としては、漁港が考えられる。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	対象は、県管理の港湾施設である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	安全点検等の日常的な管理が、利用者の利便性、安全性の確保に資する。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠  
 港湾維持管理に係る予算は横ばいの状況であるが、適正な管理に努めている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 A1

判定根拠  
 港湾維持管理に係る費用は横ばいの中で、港湾の利用は増加傾向にある。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 県管理の港湾は、県が直営で管理する必要がある。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 事務事業の性質上、O A化は困難であると考える。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
(2) 県市町村	A		
有効性	4. 民間委託の可能性		B
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	A1
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	8	2	3		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 港湾施設については、利用者の利便性、安全性の確保を図る観点から適正な管理に努める。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-072006-01-03

事業名	港湾維持管理事業（港湾施設財産処分等）	事業番号	03	課係名	港湾課 管理班	係番号	01
-----	---------------------	------	----	-----	---------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b> (1) 対象 国の補助を受けて建設し、県が管理する財産</p> <p>(2) 現状 県内の港湾施設及び海岸保全施設（以下、港湾施設等という。）は、国土交通省所管及び内閣府所管の国庫補助金により整備されたものが大半であり、国庫補助金の適正な執行の観点から、補助目的物である港湾施設等の公共性を確保する必要がある。</p> <p>(3) 方法 補助目的物である港湾施設等の一時的な使用については、沖縄県港湾管理条例に基づく港湾施設の使用許可等に対応しているが、港湾施設及び海岸保全施設上に管理者以外の者が半永久的な工作物を設置しようとするときには、上記許可だけでなく、別途補助者である国土交通大臣から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条又は港湾法第46条第1項に基づく財産処分の承認又は認可を得る必要があるため、その都度申請手続を行っているところである。</p> <p>(4) 目標 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条の規定により、財産処分の適正な管理運営を行う。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)単独</p> <p><b>6. 役割分担</b> (1) 何故、「官」が行うのか 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条の規定により、補助事業者である港湾管理者（県すなわち官）が、各省各庁の長（国）あてに財産処分の承認申請を行う必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県内42の港湾については、港湾法第33条の規定により沖縄県が港湾管理者となっている。港湾施設等の建設については、港湾法第34条で準用する第12条の規定により港湾管理者の業務として職務付けられており、港湾管理者である沖縄県が港湾施設等を整備するのに必要な国庫補助を受けて行っている。そのため援助を受けて建設した財産を目的（補助条件）以外に使用する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、各省各庁の長あてに財産処分の承認申請を行う必要があるために、その手続を県が行う。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移</b>（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名： 港湾維持管理事業、港湾台帳整備事業、宜野湾港管理運営費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.40	0.40	0.40	0.40
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.40	0.40	0.40	0.40												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 補助目的物である港湾施設等の公共性を確保し、港湾施設等の適正な管理運営を行う必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設等の財産処分承認申請手続（補助金適正化法関連）</li> <li>2 港湾施設等の財産処分承認申請手続（港湾法関連）</li> <li>3 港湾施設等の公共性確保に関する出先機関・管理受託市町村への指導</li> </ol> <p>(2) その結果、何が（成果指標） 補助目的物である港湾施設等の公共性を確保することで、港湾施設等の適正な管理運営を行うことができる。</p>	<p><b>8. 過去3年間（H17まで）の実績</b></p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設等の財産処分承認（又は認可）申請手続の適正な処理</li> <li>・港湾管理担当者の研修会の実施及び所管出先機関への港湾施設等の公共性の確保に関する指導</li> </ul> <p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設等の公共性の確保に努め、港湾施設等の適正な管理運営が図られた。</li> </ul>	<p><b>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</b></p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設等の公共性の確保の強化</li> <li>・港湾施設等の財産処分承認（認可）申請手続の適正処理の強化</li> <li>・港湾管理担当者の研修会の実施の強化並びに所管出先機関及び管理受託市町村への港湾施設等の公共性の確保に関する指導の強化</li> </ul> <p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の公共性を確保し、港湾施設等の適正な管理運営を行う。</li> </ul>
---	---	---

## 第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 港湾課 管理班				
評価責任者	港湾課		担当者 港湾課 管理班		
課番号	072006	係番号	01	電話番号	866-2395
				作成年月日	

事務事業コード	2006-072006-01-03				
事務事業名	港湾維持管理事業（港湾施設財産処分等）				
歳出事業コード（1）	369002001	事業区分	D1		
歳出事業名（1）	港湾維持管理事業費				
歳出事業コード（2）	369003001	事業区分	B2		
歳出事業名（2）	台帳整備事業費				
歳出事業コード（3）		事業区分			
歳出事業名（3）					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容（A）	財産処分承認（認可）件数					
成果指標名又は成果の内容（A'）	入港船舶総数					
活動指標名又は活動の内容（B）						
成果指標名又は成果の内容（B'）						
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標 A	件	6.00	7.00	0.00		0.00
成果指標 A'	隻	144,502.00	0.00	0.00		0.00
活動指標 B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標 B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額 C	0	0	0	0	
	人工数 D	0.40	0.40	0.40	0.40	
	人件費 E	2,652	2,576	2,576	2,568	
	合計 C + E = F	2,652	2,576	2,576	2,568	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B. 概ね満足している。	
判定根拠	港湾施設を整備した後、効率的・効果的に施設を利用していくためには、補助金適正化法にそった財産処分の手続きを行っていく必要があり、当該手続きは県民ニーズに応えるために必要である。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B. 横ばい	
判定根拠	港湾施設の適正利用についての県民ニーズは従来通り変わりがない。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	本県は離島県であり、他県より県管理の港湾の数も多く、県民の港湾利用も多いものとなっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	港湾局が設立されていない県内42の港湾については、港湾法第38条の規定により沖縄県が港湾管理者となっている。港湾施設等の整備は、港湾法第34条で準用する第12条の規定により港湾管理者の業務と位置付けられており、港湾管理者である沖縄県が港湾施設等を整備するのに必要な国庫補助を受けて行っている。その補助目的物の財産処分については、補助を受けたものが実施することとなっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	補助目的物の財産処分については、補助を受けたものが実施することとなっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	補助目的物の財産処分については、補助を受けたものが実施することとなっている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	類型の施設として漁港があるが、国の所管がことになっており、調査対象が異なる。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	対象は、国庫補助を受けた県管理の港湾施設である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	施設整備後、県民ニーズにそった形で再整備ができることから事務事業の実施が成果に直接結びつく。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。 判定 A1

判定根拠  
 調整事務であるので、費用はさほど必要ない。  
 年間の処理件数は増加傾向である。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 A1

判定根拠  
 調整事務であるので、費用はさほど必要ない。  
 年間の処理件数は増加傾向である。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 県が行うべき事務であることから県の負担が妥当である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 件数もそれほど多くなくO A化に馴染まない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		B
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A1
		(2) 対結果	A1
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	7	5	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価  
 評価区分 B | 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 港湾の公共性を確保し、港湾施設の適正な管理運営を行っていくためには、補助金適正化法をクリアできるよう適正な処理を行っていく必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-072006-01-04

事業名	港湾維持管理事業（港湾施設及び海岸保全施設の効率的な管理運営）	事業番号	04	課係名	港湾課 管理班	係番号	01
-----	---------------------------------	------	----	-----	---------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 沖縄県管理港湾42港湾（うち重要港湾3港、地方港湾39港（避難港2港を含む）） 宜野湾港においては、スポーツ及びレクリエーションの用に供するための公共マリーナ施設</p> <p>(2) 現状 港湾施設の利用者は、漁協組合員や離島の定期航路等地域住民の生活と密着していることから、地域の実情に応じ適切かつ迅速に清掃、監視等の日常管理を行う必要があることから市町村等にその管理を委任している。</p> <p>(3) 方法 県管理港湾について、沖縄県港湾管理条例に基づき、県知事の事務の一部を港湾施設が所在する町村に事務委任。 宜野湾港マリーナについては指定管理者（ヤンマー沖縄株式会社・沖縄ビル管理株式会社共同企業体）に管理を行わせている。</p> <p>(4) 目標 港湾施設及び海岸保全施設（以下、「港湾施設等」という。）に対する適切かつ効率的な管理運営により、利用者に対する利便性を向上させる。</p> <p><b>2. 事業の必要性</b> 港湾の公共性から、港湾施設等の適切かつ効率的な管理運営を行い、利用者に対する利便性を向上させる必要がある。</p> <p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</b></p> <p><b>4. 自治上の区分： 自治事務</b></p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1) 行政 (2) 単独</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 港湾は、交通の発達、国土の適正な利用と均衡ある発展に資することから高度の公共性をもつ。そのために官が設置し、官が管理してきたところであるが、公共マリーナについては利用者が特定していることもあり、今後効率的な運営を求められることから今後指定管理者制度等の導入により民の活力とノウハウを活用していきたい。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 港務局が設立されていない県内42の港湾については、港湾法第33条の規定により、沖縄が港湾管理者となっている。港湾施設等の適正な管理運営については、港湾法第34条で準用する第12条の規定により港湾管理者の業務として義務付けられている。</p> <p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>231,560</td> <td>236,895</td> <td>240,714</td> <td>235,409</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名： 港湾維持管理事業、港湾台帳整備事業、宜野湾港管理運営費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	231,560	236,895	240,714	235,409	人工数	1.00	1.00	1.50	1.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	231,560	236,895	240,714	235,409												
人工数	1.00	1.00	1.50	1.50												

<p>(1) 何を（手段・活動指標）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設等管理受託市町村の拡大</li> <li>2 公共マリーナ施設の管理事務委託</li> <li>3 県知事事務の一部の市町村への委任</li> <li>4 「公の施設」管理運営方法の検討（地自法改正に伴う。）</li> </ol> <p>(2) その結果、何が（成果指標） 港湾施設等の効率的な管理運営を行い、利用者に対する利便性を向上させる。</p>	<p><b>8. 過去3年間（H17まで）の実績</b></p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への港湾の管理事務の一部委託（委託件数 42港・76地区）</li> <li>・マリーナの管理運営の適正化</li> </ul> <p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への管理事務の一部委託により、地域特性に即した港湾の維持管理が図られた。</li> <li>・マリーナの経費節減等により管理運営費の収支が改善した</li> </ul>	<p><b>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</b></p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マリーナ使用料の改定及び公共マリーナ施設の指定管理者制度への移行</li> <li>・港湾施設等の市町村への管理事務委託の拡充及び指定管理者制度への移行</li> <li>・マリンタウン西原地区のビーチ等の指定管理者制度の検討</li> </ul> <p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾港マリーナ特会の収支改善、指定管理者制度による経営の効率化</li> <li>・事務委任の範囲及び委任市町村の拡大</li> </ul>
--	---	---

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 港湾課 管理班				
評価責任者	港湾課		担当者 港湾課 管理班		
課番号	072006	係番号	01	電話番号	866-2395
				作成年月日	

事務事業コード	2006-072006-01-04				
事務事業名	港湾維持管理事業（港湾施設及び海岸保全施設の効率的な管理運営）				
歳出事業コード（1）	369002001	事業区分	D1		
歳出事業名（1）	港湾維持管理事業費				
歳出事業コード（2）	369003001	事業区分	B2		
歳出事業名（2）	台帳整備事業費				
歳出事業コード（3）		事業区分			
歳出事業名（3）					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
政策目標				
施策				
再掲コード		計画名		
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容（A）		マリナー収容能力					
成果指標名又は成果の内容（A'）		マリナー利用船舶数					
活動指標名又は活動の内容（B）							
成果指標名又は成果の内容（B'）							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	隻		317.00	317.00	317.00		1,086.00
成果指標A'	隻		297.00	291.00	292.00		0.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C		231,560	236,895	240,714	235,409	
	人工数D		1.00	1.00	1.50	1.50	
	人件費E		6,630	6,440	9,660	9,630	
	合計C+E=F		238,190	243,335	250,374	245,039	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B. 概ね満足している。	
判定根拠	離島県である本県にとって、港湾は人の移動、物資の輸送に重要な役割を果たしている。そのため、清掃、草刈り等の日常管理については、市町村に管理委託しているところであるが、県民が特に不満の声はない。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 B</span>	
(判定内容) B. 横ばい	
判定根拠	港湾施設は、その公共性の高さから高度の管理が要求され、常に良好な状態を保ち、利用者に対し安全性を確保することが求められている。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	本県は、離島県であり他県より港湾整備が進んでいる。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 C
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) C. 現在、官が実施しているが、民営化が可能である。		
判定 根拠	宜野湾港マリーナについては、指定管理者制度を導入している。今後とも新規の港湾施設の管理運営については、指定管理者制度導入の考え方を踏まえ検討していきたいと考える。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	県管理の施設であり、県が効率的な運営について検討していく必要があると考える。	
4. 民間委託の可能性		判定 C
(判定内容) C. 現在、県が直接実施しているが、民間委託（一部委託含む）が可能である。		
判定 根拠	現在、中城湾港は県が直接管理し、宜野湾港マリーナは指定管理者が管理、他の港湾は市町村に管理委託している。西原マリパークについては平成19年度指定管理者制度導入予定。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	対象は県管理の港湾施設である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	宜野湾港マリーナについては、指定管理者制度（平成18年度から20年度の3ヶ年間）の導入により、利用者へのサービス水準の向上とそ経費の節減に資するものと思われる。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠  
 指定管理者制度の導入に費用の低下が期待できる。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向 判定 B

判定根拠  
 県民の港湾及び港湾施設利用は着実に増加している。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 県管理の施設である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 事務の内容からしてO A化に馴染まない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		C
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
有効性	4. 民間委託の可能性		C
	5. 事務事業の選択		A
効索性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	A
効索性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
効索性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	5	5	3		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B   具体的方向性   1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 県管理の港湾を県民に有効利用してもらうためには、事務処理の特例による地元市町村の管理や指定管理者制度導入の検討を踏まえ、適正な管理を引き続き行っていく必要がある。

# 様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード  
2006-072006-01-05

事業名	港湾統計調査	事業番号	05	課係名	港湾課 管理班	係番号	01
-----	--------	------	----	-----	---------	-----	----

<p><b>1. 事業内容</b></p> <p>(1) 対象 港湾調査規則の別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾 県管理港湾区域内の専用係留施設の所有者</p> <p>(2) 現状 港湾統計調査は統計法に基づく指定統計調査として実施しているもので、港湾における入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物等の調査を行っている。 港湾の利用は港湾以外の遊漁船、作業船等も範囲としており、その利用調整等の管理を要する。</p> <p>(3) 方法 同調査は、県が国土交通大臣からの委託を受け、さらに県は市町村へ再委託を行い調査を実施している。実際の調査においては、県、市町村に港湾統計調査員をおき、調査員が船舶運航事業者等の申告義務者等から資料の提供等を受け調査を行っている。</p> <p>(4) 目標 港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資する。 各港湾の適切な管理と安全性を確保する。</p>	<p><b>5. 事業の種類</b> (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(10/10)</p> <p><b>6. 役割分担</b></p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 港湾は高度の公共性を有するものであり、その利用に係る統計の真実性の確保、調査の重複の削除、体型の整備等は「民」にはなじまない。(作業については、一部「民」へ委託している。)</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 統計法第2条に基づく指定統計調査で、港湾調査規則第7条に基づき知事が行うことになっている。</p>															
<p><b>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: center;">2,265</td> <td style="text-align: center;">2,265</td> <td style="text-align: center;">2,265</td> <td style="text-align: center;">2,265</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：港湾統計調査費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,265	2,265	2,265	2,265	人工数	0.30	0.30	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,265	2,265	2,265	2,265												
人工数	0.30	0.30	0.30	0.30												
<p><b>2. 事業の必要性</b> 港湾への入出港船舶数等の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資する。 港湾を適正に管理し効率的に運用するためには、港湾の利用状況等を具体的に把握する必要がある。</p>																
<p><b>3. 実施年度・始期：昭和47年、終期：</b></p>																
<p><b>4. 自治上の区分： 法定受託事務</b></p>																

<p><b>(1) 何を(手段・活動指標)</b></p> <p>1 統計報告書の取りまとめ集計等 2 国への統計報告等 3 港湾統計調査員の任命等</p>	<p><b>8. 過去3年間(H17まで)の実績</b></p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 港湾調査等に基づき港湾における入港船舶、船舶状況人員、海上出入貨物等について、正確、迅速な処理ができるよう担当者の研修への参加を励行した。 調査事項：入港船舶、海上出入貨物、自動車運送車両、コンテナ個数等 取りまとめ集計：毎月1回(月報)20件 年1回(年報)29件 国への報告：年13回</p>	<p><b>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</b></p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 調査を継続するとともに、集計結果の活用状況を把握できるようにする。 (結果の公表回数・活用状況の数的な把握)</p>
<p><b>(2) その結果、何が(成果指標)</b> 港湾の実態を明らかにし港湾の開発、利用、管理等に資した。</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 調査担当者の研修の強化により正確、迅速な処理能力の向上が図られた。 調査の結果は施設整備計画の基準となり、将来の需要予測に役立っている。 また、現場調査が不法使用等の抑制効果を生み適切な港湾管理に関与している。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 公表結果のより有効的な利用を数値で示すことができる。</p>

## 第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 港湾課 管理班				
評価責任者	港湾課		担当者 港湾課 管理班		
課番号	072006	係番号	01	電話番号	866-2395
				作成年月日	

事務事業コード	2006-072006-01-05				
事務事業名	港湾統計調査				
歳出事業コード(1)	369007001	事業区分	A		
歳出事業名(1)	港湾統計調査費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	入港船舶総数					
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	隻	144,522.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,265	2,265	2,265	2,265	
	人工数D	0.30	0.30	0.30	0.30	
	人件費E	1,989	1,932	1,932	1,926	
	合計C+E=F	4,254	4,197	4,197	4,191	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 満足している。	
判定根拠	港湾行政を的確に推進するためには、港湾の利用状況を正確に把握する必要がある。そのため、港湾統計は大いに役立っている。
(2) 県民ニーズの動向 <span style="float: right;">判定 A</span>	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	港湾の利用が増加していることから、県民ニーズも増加しているものと考えられる。

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	統計法による全国一律の調査である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定根拠	統計法により県の実施が定められている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	統計法により県の実施が定められている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	法令により県の実施が定められていることから、県独自の判断で民間に委託することはできないものとなっている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	港湾を対象とする調査は、本調査のみである。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	港湾を対象とする調査は、本調査のみである。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	本統計による港湾利用状況の把握により、港湾行政が計画的に推進されることから、直接結びつくものとする。	

## 第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果  
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると  
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。 判定 A1

判定根拠  
 予算額はこの数年同額であるが、港湾の利用状況は着実に増加している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると  
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。 判定 A1

判定根拠  
 予算額はこの数年同額であるが、港湾の利用状況は着実に増加している。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠  
 国庫負担が100%あり、県の負担はない。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠  
 エクセルによる集計で十分である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	A
必要性	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A1
		(2) 対結果	A1
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	12	1			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持  
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠  
 港湾行政を計画的に推進していくためには、港湾の利用状況を正確に把握する必要があり、港湾統計については今後も継続して実施していく必要がある。